

★\*\*★

# 神奈川工科大学学友会規約集

\*★\*\*

<2024年4月1日現在>

1. 神奈川工科大学学友会規約
2. 神奈川工科大学学友会体育部規約
3. 神奈川工科大学学友会文化部規約
4. 神奈川工科大学学友会サークル規約
5. 神奈川工科大学学友会クラブハウス使用規約

# 1. 神奈川工科大学学友会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は神奈川工科大学学友会と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本会は学生による学生のための自治組織である。組織内に所属する各機関や団体およびクラブの活動を通じ、学術研究だけでなく人間形成の場として会員の高雅な自治精神を養い相互の親善を図ることで、未熟ながらも社会の厳しさや責任の重大さを実感し成長し合える場であることを目的とする。また、その自治精神に基づき学生自身が自己の責任の下に様々な活動を行うことで、本学の発展向上に寄与し貢献することを旨とする。
- 第 3 条 本会の会員は神奈川工科大学に在籍する全学生を以って構成する。
- 第 4 条 本会の会員は次の権利を有する。  
1) 主催する行事に参加する権利。  
2) 組織内に所属する団体およびクラブの活動に参加する権利。  
3) 本会の活動に対して平等に発言する権利。
- 第 5 条 本会の会員は次の事項を禁ずる。  
1) 人種・宗教・性別・門地などにより差別する発言および行為。  
2) 本規約に違反する発言および行為。  
3) 本会の秩序を乱し名誉を失墜させる発言および行為。  
4) 本会の各機関又は役員の決定に従わない発言および行為。  
5) 本会と同等又は類似する学生組織の結成。  
6) 大学ならびに各機関や団体およびクラブに対し、正常な運営を妨げ、目的遂行に支障をきたす発言および行為。

## 第 2 章 機 関

- 第 6 条 学友会の自治活動を円滑に行うために、次のような機関を置く。
- |           |             |             |
|-----------|-------------|-------------|
| 1) 学生総会   | 5) 評議委員会    | 9) 学友会イベント局 |
| 2) 学友会役員会 | 6) 学友会体育局   | 10) 自治委員会   |
| 3) 学友会執行部 | 7) 学友会文化局   | 11) その他団体   |
| 4) 監査委員会  | 8) 学友会サークル局 |             |

### 第 1 節 学生総会

- 第 7 条 学生総会は本学学友会の最高議決機関であり、学友会の全会員を以って構成される。
- 第 8 条 学生総会は学友会役員会が開催し、全会員の 20 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 第 9 条 学生総会は前期および後期に各々 1 回ずつ定期総会を開催する。また、次の場合は臨時総会を開催する。  
1) 学友会役員会又は学友会執行部が、学生総会の開催を必要と認めた場合。また、大学当局(学生部長・学生課)に開催を求められた場合。  
2) 全会員の 20 分の 1 以上の開催要求の署名が、学友会執行部に提出された場合。
- 第 10 条 学生総会の開催については、開催日の 7 日前までに学友会執行部が日時・場所を告示する。但し、流会となった場合はこの限りではない。
- 第 11 条 学生総会は、議長 1 名・議長補佐 1 名・書記 1 名を議事団とし、学友会役員会に於いて学友会会長が選出する。尚、議事団のうち議長は学友会体育局役員又は学友会文化局役員が、議長補佐は学友会副会長が、書記は学友会役員がそれぞれ行う。
- 第 12 条 議事団は学生総会の秩序を保持し、円滑な議事進行を行うように努めなければならない。また、議長は議事団を代表し、議事に関する一切の事項を指揮する。書記は学生総会の議事録を作成し、学友会会長へ提出する。

- 第13条 学生総会の議事団の任期は、当日の学生総会終了時までとする。流会した場合もこれに準ずる。
- 第14条 学生総会が流会となる場合は次の通りである。
- 1) 学生総会の開催に支障が出ると、学友会執行部が認めた場合。
  - 2) 学生総会開始の定刻から60分以内に、本会規約第8条が成立しない場合。
  - 3) 学生総会中、議事団が議事の進行に支障があると判断し、流会の必要を認めた場合。
- 第15条 学生総会が流会となった場合、学友会執行部は開催日から15日以内に再び学生総会を開催しなければならない。

## 第2節 学友会役員会

- 第16条 学友会役員会は学友会が主催する行事および所属する各機関や団体およびクラブの活動を総轄する最高審議機関であり、学友会会長がこれを代表する。
- 第17条 学友会役員会の開催が必要な場合は学友会会長が召集し、原則として非公開で行う。
- 第18条 学友会役員会は学友会が主催する行事等の運営方針を審議し決定する。
- 第19条 学友会役員会は体育祭実行委員会を組織し企画運営する。尚、委員長は学友会体育局役員が、副委員長は学友会文化局役員が、会計は学友会執行部会計がそれぞれ行う。
- 第20条 学友会役員会は神奈川県中央大学定期対抗戦実行委員会を組織する。本学で実施の場合、委員長は学友会体育局局长が、副委員長は学友会文化局局长と学園祭実行委員会委員長が、会計は学友会執行部役員がそれぞれ行い企画運営する。他大学で実施の場合、学友会体育局役員が会議に参加する。
- 第21条 学友会役員会は組織内に所属する各機関や団体およびクラブなどの、加盟団体の昇格・降格・処分・脱会に関する審議および新規加盟希望団体の加盟審査を行う。また、当該事項審議中は審議対象団体の3名までを出席させることができる。審議の内容は、大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要とする。
- 第22条 学友会役員会は組織内に所属する各機関や団体およびクラブなどの、加盟団体の構成員の処分や解任を行うことができる。審議の内容は、大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要とする。

## 第3節 学友会執行部

- 第23条 学友会執行部は学友会の最高執行機関である。
- 第24条 学友会執行部は会長1名・副会長2名・会計1名と、書記・補佐を以って構成する。尚、書記・補佐に欠員が生じても、業務に支障が無い場合はその欠員の補充を要しない。
- 第25条 学友会執行部役員は12月末までに学友会執行部内で指名し、その結果を1月までに学友会員に公表しなければならない。
- 第26条 学友会執行部役員は本会規約第2条に則り、相互に協力し合い各機関を統括する。尚、役員の任務は次の通りに定める。
- 1) 会長は学友会執行部および学友会を代表する最高責任者である。
  - 2) 副会長は会長を補佐し、会長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
  - 3) 会計は学友会の経理を担当する。また、監査委員長から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後30日以内に提出しなければならない。
  - 4) 書記は学友会執行部の議事録を作成し保管する。
- 第27条 学友会会長は次の権限を有する。
- 1) 学友会執行部に於ける召集権および最終決定権。
  - 2) 学友会執行部の運営に支障が生じたときの自主解散権。但し、大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要条件とする。
  - 3) 本会規約第26条に定める学友会執行部役員の任務の遂行に必要と認めた場合に限り、役職を置き補佐を委嘱任命する権限。

4) 学友会執行部を除く、各機関や団体およびクラブなどの召集権と部室等使用施設への立入権限。

第28条 学友会執行部の執行年度は、1月1日から12月31日までの1年間とし、学友会執行部役員の任期もこれに準ずる。但し、会計については任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。必要な場合、任期後の役員を半年までに限り、補佐に任命することもできる。その場合、他の機関との兼任はできない。

第29条 学友会執行部役員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。

1) 本会規約26条に定める職務を十分に行っていないと、他の学友会役員が判断した場合。

第30条 学友会執行部役員が辞任する場合、必要書類を監査委員長に提出の後、各機関での議決および承認が条件となる。

第31条 学友会執行部は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会執行部が成立するまでは、評議委員会が学友会執行部の代理を行う義務を負う。

1) 学友会会長が、本会規約第27条に定める自主解散権を用いた場合。

#### 第4節 監査委員会

第32条 監査委員会は常に公正中立の立場に於いて、学友会の各機関に於ける会計業務を始めとした全業務の運営が適正に行われているかを監査および審議する機関であり、委員長がこれを代表する。

第33条 監査委員長の選出は、12月末までに学友会執行部内で指名し、その結果を1月までに学友会員に公表しなければならない。

第34条 監査委員長は円滑な運営を行うために、構成員として副委員長1名・委員2名を委嘱任命できる。但し、評議委員会以外の機関との兼任はできない。

第35条 監査委員会の開催が必要な場合は、委員長が召集権を持つ。

第36条 監査委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。

第37条 前年度の監査委員長は、翌年3月までに監査報告を全会員に告示する。

第38条 監査委員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。尚、監査委員長が解任された場合は新しい委員長を解任から2週間以内に学友会執行部内に指名し、その結果を学友会員に公表しなければならない。

1) 監査委員としての職務を十分に行っていないと、他の役員が判断した場合。

#### 第5節 評議委員会

第39条 評議委員会は常に公正中立な立場に於いて、学友会の各機関に於ける評議と審議を行う機関であり、委員長がこれを代表する。必要な場合、大学当局（学部学科や教職員）、団体・サークル等（自治委員会や体育部・学友会文化局に所属しないものを含む）との折衝および意見交換を行う。

第40条 評議委員長の選出は、12月末までに学友会執行部内で指名し、その結果を1月までに学友会員に公表しなければならない。

第41条 評議委員長は円滑な運営を行うために、構成員として副委員長1名・委員2名を委嘱任命できる。但し、監査委員会以外の機関との兼任はできない。

第42条 評議委員会の開催が必要な場合は、委員長が召集権を持つ。

第43条 評議委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。

第44条 評議委員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。尚、評議委員長が解任された場合は新しい委員長を解任から2週間以内に学友会執行部内に指名し、その結果を学友会員に公表しなければならない。

1) 評議委員としての職務を十分に行っていないと、他の役員が判断した場合。

## 第 6 節 学友会体育局

第 4 5 条 学友会体育局は、学友会体育局内の事項を協議し決議する機関である。

第 4 6 条 学友会体育局は、学友会執行部、又は学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している体育系課外活動部の全部員を以って構成する。学友会体育局の詳細は神奈川工科大学学友会体育部局規約に記す。

第 4 7 条 学友会体育局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) 主将会

第 4 8 条 学友会体育局の局長は、学友会執行部が指名する。

第 4 9 条 学友会体育局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会体育局が成立するまでは、学友会執行部が学友会体育局の代理を行う義務を負う。

- 1) 学友会体育局全会員の5分の1以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
- 2) 学友会執行部および大学当局（学生部長・学生課）が、学友会体育局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

## 第 7 節 学友会文化局

第 5 0 条 学友会文化局は、学友会文化局内の事項を協議し決議する機関である。

第 5 1 条 学友会文化局は、学友会執行部、又は学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している文化系課外活動部の全部員を以って構成する。学友会文化局の詳細は神奈川工科大学学友会文化部規約に記す。

第 5 2 条 学友会文化局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) 部長会

第 5 3 条 学友会文化局の局長は、学友会執行部が指名する。

第 5 4 条 学友会文化局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会文化局が成立するまでは、学友会執行部が学友会文化局の代理を行う義務を負う。

- 1) 学友会文化局全会員の5分の1以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
- 2) 学友会執行部および大学当局（学生部長・学生課）が、学友会文化局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

## 第 8 節 学友会サークル局

第 5 5 条 学友会サークル局は、学友会サークル局内の事項を協議し決議する機関である。

第 5 6 条 学友会サークル局は、学友会執行部、又は学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟しているサークルの全サークル員を以って構成する。学友会サークル局の詳細は神奈川工科大学サークル規約に記す。

第 5 7 条 学友会サークル局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) サークル会

第 5 8 条 学友会サークル局の局長は、学友会執行部が指名する。

第 5 9 条 学友会サークル局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会サークル局が成立するまでは、学友会執行部が学友会サークル局の代理を行う義務を負う。

- 1) 学友会サークル局全会員の5分の1以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
- 2) 学友会執行部および大学当局（学生部長・学生課）が、学友会サークル局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

## 第 9 節 学友会イベント局

- 第60条 学友会イベント局は、学内の催物、主に幾徳祭の事項を協議し決議する機関である。
- 第61条 学友会イベント局は、学友会に所属し、学友会執行部が承認した学生によって構成される。
- 第62条 本イベント局は、運営を円滑に行う為に次の役員（以下、本局役員と略す）を置く。尚、本局役員に欠員が生じても業務に支障がない場合はその欠員の補充を要しない。
- 第63条 学友会イベント局の局長は、学友会執行部内で指名する。
- 第64条 学友会イベント局は、催物の企画をする際、学友会執行部に承認を得なければならない。
- 第65条 学友会イベント局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会イベント局が成立するまでは、学友会執行部が学友会イベント局の代理を行う義務を行う。
- 1) 学友会イベント局全会員の5分の1以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
  - 2) 学友会執行部が、学友会イベント局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

## 第 10 節 自治委員会

- 第66条 自治委員会は学友会が主催する自治活動を行う委員会である。
- 第67条 自治委員を公募するのは各自治委員会、又は学友会執行部である。
- 第68条 各自治委員会は各々の責任に於いて、委員長・副委員長・会計・書記を委嘱任命する。また、円滑な運営を行うために必要な役職を置くことができ、それを任命できる。但し、監査委員会・評議委員会との兼任はできない。尚、会計については任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
- 第69条 自治委員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。
- 1) 全会員の10分の1以上の署名が、監査委員長に提出された場合。
  - 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
  - 3) 職務を十分に行っていないと、当該委員会役員が判断した場合。
- 第70条 自治委員会は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。また、新しい自治委員会が成立するまでは、学友会執行部が自治委員会の代理を行う義務を負う。この場合、臨時学生総会を開催し、これについて審議しなければならない。
- 1) 全会員の5分の1以上の署名が、監査委員長に提出された場合。
  - 2) 学友会執行部および監査委員会・評議委員会が、自治委員会の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。
- 第71条 自治委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。
- 第72条 令和4年4月1日現在、自治委員会に属する団体はいない。

## 第 11 節 その他団体

- 第73条 その他団体は大学当局（学生部長・学生課）が指定し、一般のサークルと区別した上で、学友会に所属するクラブと同等に扱う。

### 第 3 章 学友会収支

第 7 4 条 本会の経費・財源は、学友会費および助成金・寄付金その他の事業収入による。

第 7 5 条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第 4 章 附則

第 7 6 条 本国会則を改正するには、学友会役員会および学生総会の承認を必要条件とする。

第 7 7 条 本会の運営方針や方法および形態を改正するには、各機関および学生総会と大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要条件とする。

第 7 8 条 本会規約は、令和4年4月1日から施行される。

以上

昭和54年 1月発行

平成 6年12月改定

平成19年 2月改定

平成23年11月改定

令和 3年 4月改定

令和 4年 4月改定

神奈川工科大学学友会役員会

## 2. 神奈川工科大学学友会体育部規約

### 第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、神奈川工科大学学友会体育局（以下、体育局と略す）と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本体育局は神奈川工科大学学友会の一機関であることを意識し本体育局に加盟する体育系団体の発展と向上を促進することによって会員が団体活動を通じ自己の人格を練磨することに貢献し、併せて加盟団体の団結を強化することを目的とする。
- 第 3 条 本体育局は、学友会執行部、及び学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している体育系課外活動部の全部員を以って構成する。
- 第 4 条 本規約は神奈川工科大学学友会規約に基づき定める。尚、学友会規約第 2 章第 6 節に付随する。

### 第 2 章 組織

- 第 5 条 本体育局の運営年度は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年間とし、役員任期もこれに準ずる。
- 第 6 条 本体育局の役員は、所属する各加盟団体から原則 2 名ずつ選出される。
- 第 7 条 本体育局は、運営を円滑に行う為に次の役員（以下、本部役員と略す）を置く。尚、本部役員に欠員が生じても業務に支障が無い場合はその欠員の補充を要しない。
- 1) 局長
  - 2) 副局長
  - 3) 会計
  - 4) 役員補佐
- 第 8 条 本部役員の仕事は次の通りに定める。
- 1) 局長は本体育局を代表する最高責任者である。
  - 2) 副局長は局長を補佐し、局長の不在時又は委任があれば、仕事を代行する。
  - 3) 会計は本体育局の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書とその請求の日後 30 日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
  - 4) 役員補佐は本体育局の運営に支障をきたすことの無いように他役員を補佐する。
- 第 9 条 本体育局局長は、本体育部規約第 8 条に定める職務を円滑に行うために、必要な役職を置くことができそれを任命できる。欠員を補充する場合も同様である。
- 第 10 条 役員解任は次の場合に行うことができる。但し、主将会での議決および承認が条件となる。
- 1) 本体育局会員の 3 分の 1 以上の署名が提出された場合。
  - 2) 本体育部規約第 8 条に定める職務を十分に行っていないと役員会が判断した場合。
- 第 11 条 役員解任の届出は、必要書類を役員会に提出の後、主将会での議決および承認が条件となる。

### 第 3 章 議会

- 第 12 条 本体育局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。
- 1) 体育部総会
  - 2) 役員会
  - 3) 主将会



## 第 1 節 体育部総会

第 1 3 条 体育部総会は、本体育局内の事項を協議し決議する最高議決機関である。

第 1 4 条 体育部総会は前期・後期に各々 1 回ずつ定期総会を開催する。また、次の場合は臨時総会を開催する。

- 1) 役員会又は主将会が、体育部総会の開催を必要と判断した場合。
- 2) 本体育局会員の 4 分の 1 以上の開催要求の連署が提出された場合。
- 3) 体育局局长が、体育部総会の開催を必要と認めた場合。

第 1 5 条 体育部総会の開催については、開催日の 1 0 日前までに議題・日時・場所を告示する。

第 1 6 条 体育部総会は、本体育局会員の 3 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、体育局局长宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。

第 1 7 条 体育部総会の議長は、会議毎に本部役員内から選出する。

第 1 8 条 体育部総会の議決は、出席者の 3 分の 1 以上の賛成を以って成立する。尚、1 人 1 票とする。また、体育部総会での決議を総会開催日から 7 日以内に本体育局会員へ告示する。

第 1 9 条 体育部総会で決議したものについて、本体育局会員はこれに遵守する。

第 2 0 条 本部会計は運営年度初めの体育部総会に於いて、前年度会計報告を行う義務を持つ。

第 2 1 条 体育部総会が流会となった場合、学友会体育局は開催日から 1 5 日以内に再び体育部総会を開催しなければならない。

## 第 2 節 役員会

第 2 2 条 体育局役員会は、本体育局規約第 2 章に定める役員により行われ、議長に体育局局长が就く。尚、開催については本体育局規約第 1 6 条に付随する。

第 2 3 条 体育局役員会は、役員 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、体育局局长宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。

第 2 4 条 体育局役員会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

## 第 3 節 主将会

第 2 5 条 主将会は、体育局局长および所属する各加盟団体の主将を以って構成する。

第 2 6 条 主将会は次の場合に召集する。尚、開催については本体育局規約第 1 6 条に付随する。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 1) 年 1 回以上の定例会。
- 2) 体育局局长が、主将会の開催を必要と認めた場合。
- 3) 所属する各加盟団体の主将の過半数の連署が提出された場合。

第 2 7 条 主将会は、主将の 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、体育局局长宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。また、代理を立てる場合は、部の現状や活動内容を稔りと把握した部員が出席しなければならない。

第 2 8 条 主将会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

## 第 4 章 団体

### 第 1 節 全部

第 2 9 条 本体育局に所属する各加盟団体は、次の条件を満たす義務を持つ。

- 1) 学友会の会員のうち 1 名以上で構成されていること。

- 2) 本体育部規約第2条を満たす行動を行っていること。
  - 3) 対外的且つ対内的に優秀なる活動内容を示すこと。
  - 4) 同一の目的を持つ団体が複数加入していないこと。
- 第30条 本体育局に所属する各加盟団体は、次の役職を置かなければならない。役職は兼任することができない。また、顧問は当該団体の最高責任者であり、本学職員が任務に当たる。
- 1) 顧問
  - 2) 主将
  - 3) 副主将
  - 4) 会計
  - 5) 広報担当
- 第31条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 主将は当該団体を代表する責任者であり部を統率する。
  - 2) 副主将は主将を補佐し、主将の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
  - 3) 会計は当該団体の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後30日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
  - 4) 広報担当は、当該団体の広報を担当する。
- 第32条 本体育局に所属する各加盟団体は、次の書類（書式指定あり）を作成し、指定した日時までに提出しなければならない。
- 1) 部役員および部員名簿
  - 2) 年間活動計画書および報告書
  - 3) その他、体育局局长が必要と認めた書類

## 第 2 節 正部

- 第33条 本体育局に所属する正加盟団体は、団体創設後4年以上継続して全条件を満たしており、且つ前章に加え、当該種目の競技活動を行うための十分な部員数を常時有していることを要する。
- 第34条 本体育局に所属する正加盟団体は前節に加え、次の役職を置かなければならない。尚、システム管理担当は広報担当と兼任してもよい。
- 1) 主務
  - 2) システム管理担当
- 第35条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 主務は、学内外の組織との通信および交流を始めとする渉外業務を行う。また、必要書類の管理を担当する。
  - 2) システム管理担当は、当該団体のPC環境およびLANの管理を担当する。

## 第 3 節 準部

- 第36条 本体育局に所属する準加盟団体は、本体育部規約第4章第1節に定める条件を団体創設後2年以上継続して満たす義務を持つ。
- 第37条 本体育局に所属する準加盟団体は、活動を行う資金の援助を受けることができる。但し、正部より高い金額を受け取ることはできない。

## 第 5 章 昇格・新規加盟・脱会

- 第38条 準部から正部への昇格を希望する団体は、本体育部規約第4章第2節に於ける正部の規定項目を満たさなければならない。
- 第39条 準部から正部への昇格を希望する団体は、次の書類を本体育局局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 1) 加盟願い（加盟希望理由書）

- 2) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
  - 3) 部役員および部員名簿
  - 4) 当該団体顧問の承諾書
  - 5) その他、体育局局长が必要と認めた書類
- 第40条 学友会役員会の審議を経て準部から正部への昇格が認められた団体は、翌年度より正部として扱われる。
- 第41条 同好会・サークルから本体育局への新規加盟を希望する団体は、本体育部規約第4章第3節に於ける準部の規定項目を満たさなければならない。
- 第42条 同好会・サークルから本体育局への新規加盟を希望する団体は、次の書類を学友会執行部局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。尚、原則的に11月～12月の運営年度末に受け付ける。
- 1) 加盟願い（加盟希望理由書）
  - 2) 団体創設趣意書
  - 3) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
  - 4) 最近2年間の会計報告書
  - 5) 部役員および部員名簿
  - 6) 当該団体顧問の承諾書
  - 7) その他、体育局局长が必要と認めた書類
- 第43条 学友会役員会の審議を経て本体育局への新規加盟が認められた団体は、翌年度より準部として扱われる。
- 第44条 再昇格・再加盟を希望する団体は、前条までの昇格・新規加盟を希望する団体と同様の手順および手続きとなる。但し、降格・除名後2年間はこのことを認めない。
- 第45条 加盟する各所属団体が本体育局からの脱会を希望する場合は、本体育局局長および学友会執行部局長に脱会願いを提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 第46条 学友会役員会の審議を経て、本体育局からの脱会が認められた団体および除名された団体の備品等は、原則的に当該団体で管理する。

## 第 6 章 降格・除名・処分

- 第47条 各加盟団体又は会員が次の事項に該当した場合、処置を講ずる対象となる。
- 1) 本体育局規約に違反する行為を行った場合。
  - 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
  - 3) 本体育局の名誉を失墜させる行為を行った場合。
  - 4) 本部役員又は議会の決定に従わなかった場合。
  - 5) 本体育局の正常な運営を妨げる行為や、目的遂行に支障をきたす行為を行った場合。義務の怠慢や、運営への不参加が著しい場合。
  - 6) 著しい不功績の場合。活動内容が不活発な場合。
  - 7) 本体育局規約第4章に定める、加盟団体としての必要条件を満たしていない場合。
  - 8) その他、学友会執行部及び体育局が不適切であると判断した場合。
- 第48条 前条の項目に該当する各加盟団体又は会員は、次の処置のいずれかを受ける対象となる。
- 1) 準部への降格（正部のみ）
  - 2) 除名（強制脱会）
  - 3) 次年度予算の減額支給
  - 4) 一定期間の活動停止処分
  - 5) 一定期間の施設利用禁止処分
  - 6) 注意・警告・訓告・勧告・改善命令
  - 7) 体育部総会および主将会に於いての陳謝
- 第49条 前条に定める処置は、次の手順および手続きを必要とする。

- 1) 降格および除名については、本体育局規約第3章第4節に定める学友会役員会に於いて審議しなければならない。
- 2) その他の処分は、体育部総会又は主将会に於いて、審議対象団体を除く出席者の3分の2以上の賛成を以って決議する。
- 3) 各処分の執行は年度末および年度始めに行う。

第50条 処置の対象となった各加盟団体又は会員は、体育部総会および主将会に於いて弁明する機会が与えられる。

## 第 7 章 財務会計

第51条 本体育局の予算会計および会計年度は、学友会規約第3章に付随する。

第52条 本体育局は運営年度の初めの体育部総会に於いて、予算案の承認および前年度決算報告を行う義務を持つ。

第53条 本体育局に所属する各加盟団体は、運営年度の初めに前年度会計報告書を体育局本部に提出する義務を持つ。特別予算に関しては、運営した次年度の6月までに会計報告書と領収書を提出しなければならない。

## 第 8 章 附則

第54条 本体育部規約を改正するには、体育部総会および主将会の承認を必要条件とする。

第55条 本体育部規約の解釈に関し疑問が生じた場合、役員会にてその解釈の決定を行う。

第56条 本会規約は、令和4年4月1日から施行される。

以上

昭和53年10月発行  
昭和63年 4月改定  
平成19年12月改定  
令和 3年 4月改定  
令和 4年 4月改定

神奈川工科大学学友会体育局

### 3. 神奈川工科大学学友会文化部規約

#### 第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、神奈川工科大学学友会文化局（以下、文化局と略す）と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本文化局は神奈川工科大学学友会の発展に寄与し、その真理の探求と知識と精神の向上を目的とする。
- 第 3 条 本文化局は、学友会執行部、及び学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している文化系課外活動部の全部員を以って構成する。
- 第 4 条 本規約は神奈川工科大学学友会規約に基づき定める。尚、学友会規約第 2 章第 7 節に付随する。

#### 第 2 章 組織

- 第 5 条 本文化局の運営年度は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年間とし、役員の任期もこれに準ずる。
- 第 6 条 本文化局の役員は、所属する各加盟団体から原則 1 名以上選出される。
- 第 7 条 本文化局は、運営を円滑に行う為に次の役員（以下、本部役員と略す）を置く。尚、本部役員に欠員が生じても業務に支障が無い場合はその欠員の補充を要しない。
- 1) 局長
  - 2) 副局長
  - 3) 会計
  - 4) 役員補佐
- 第 8 条 本部役員の任務は次の通りに定める。
- 1) 局長は本文化局を代表する最高責任者である。
  - 2) 副局長は局長を補佐し、局長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
  - 3) 会計は本文化局の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後 3 0 日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
  - 4) 役員補佐は本文化局の運営に支障をきたすことの無いように他役員を補佐する。
- 第 9 条 本文化局局長は、本文化部規約第 8 条に定める職務を円滑に行うために、必要な役職を置くことができそれを任命できる。欠員を補充する場合も同様である。
- 第 1 0 条 本部役員の承認は後期文化部総会に於いて行う。中途選出の場合は、での議決および承認が必要である。
- 第 1 1 条 役員の解任は次の場合に行うことができる。但し、での議決および承認が条件となる。
- 1) 本文化局会員の 3 分の 1 以上の署名が提出された場合。
  - 2) 本文化部規約第 8 条に定める職務を十分に行っていないと役員会が判断した場合。
- 第 1 2 条 役員の辞任の届出は、必要書類を役員会に提出の後、部長会での議決および承認が条件となる。

#### 第 3 章 議会

- 第 1 3 条 本文化局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。
- 1) 文化部総会
  - 2) 役員会
  - 3) 部長会

## 第 1 節 文化部総会

- 第 1 4 条 文化部総会は、本文化局内の事項を協議し決議する最高議決機関である。
- 第 1 5 条 文化部総会は前期・後期に各々 1 回ずつ定期総会を開催する。また、次の場合は臨時総会を開催する。
- 1) 役員会又は部長会が、文化部総会の開催を必要と判断した場合。
  - 2) 本文化局会員の過半数以上の開催要求の連署が提出された場合。
  - 3) 文化局局長が、文化部総会の開催を必要と認めた場合。
- 第 1 6 条 文化部総会の開催については、開催日の 1 0 日前までに議題・日時・場所を告示する。
- 第 1 7 条 文化部総会は、本文化局会員の 3 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、文化局局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第 1 8 条 文化部総会の議長は、会議毎に本部役員内から選出する。
- 第 1 9 条 文化部総会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。尚、1 人 1 票とする。また、文化部総会での決議を総会開催日から 7 日以内に本文化局会員へ告示する。
- 第 2 0 条 文化部総会で決議したものについて、本文化局会員はこれに遵守する。
- 第 2 1 条 本部会計は運営年度初めの文化部総会に於いて、前年度会計報告を行う義務を持つ。
- 第 2 2 条 文化部総会が流会となった場合、学友会文化局は開催日から 1 5 日以内に再び文化部総会を開催しなければならない。

## 第 2 節 役員会

- 第 2 3 条 文化局役員会は、本文化局規約第 2 章に定める役員により行われ、議長に文化局局長が就く。尚、開催については本文化局規約第 1 6 条に付随する。
- 第 2 4 条 文化局役員会は、役員 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、文化局局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第 2 5 条 文化局役員会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

## 第 3 節 部長会

- 第 2 6 条 部長会は、文化局局長および所属する各加盟団体の部長を以って構成する。
- 第 2 7 条 部長会は次の場合に召集する。尚、開催については本文化部規約第 1 6 条に付随する。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 1) 前期・後期の各々 1 回ずつの定例会。
  - 2) 文化局局長が、部長会の開催を必要と認めた場合。
  - 3) 所属する各加盟団体の部長の過半数の連署が提出された場合。
- 第 2 8 条 部長会は、部長の 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、文化局局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。また、代理を立てる場合は、部の現状や活動内容を稔りと把握した部員が出席しなければならない。
- 第 2 9 条 部長会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

## 第 4 章 団体

### 第 1 節 全部

- 第 3 0 条 本文化局に所属する各加盟団体は、次の条件を満たす義務を持つ。
- 1) 学友会の会員のうち 1 名以上で構成されていること。

- 2) 本文化部規約第2条を満たす行動を行っていること。
  - 3) 文化的な活動における一定の明確な目的を持つこと。
  - 4) 対外的且つ対内的に優秀なる活動内容を示すこと。
  - 5) 同一の目的を持つ団体が複数加入していないこと。
- 第31条 本文化局に所属する各加盟団体は、次の役職を置かなければならない。役職は兼任することができない。また、顧問は当該団体の最高責任者であり、本学職員が任務に当たる。
- 1) 顧問
  - 2) 部長
  - 3) 副部長
  - 4) 会計
  - 5) 広報担当
- 第32条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 部長は当該団体を代表する責任者であり部を統率する。
  - 2) 副部長は部長を補佐し、部長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。また、必要書類の管理を担当する。
  - 3) 会計は当該団体の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後30日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
  - 4) 広報担当は、当該団体の広報を担当する。
- 第33条 本文化局に所属する各加盟団体は、次の書類（書式指定あり）を作成し、指定した日時までに提出しなければならない。
- 1) 部役員および部員名簿
  - 2) 年間活動計画書および報告書
  - 3) その他、文化局局長が必要と認めた書類

## 第 2 節 正部

- 第34条 本文化局に所属する正加盟団体は、団体創設後5年以上継続して全条件を満たしていることを要する。
- 第35条 本文化局に所属する正加盟団体は前節に加え、次の役職を置かなければならない。尚、システム管理担当は広報担当と兼任してもよい。
- 1) 渉外
  - 2) システム管理担当
- 第36条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 渉外は、学内外の組織との通信および交流を始めとする渉外業務を行う。
  - 2) システム管理担当は、当該団体のPC環境およびLANの管理を担当する。

## 第 3 節 準部

- 第37条 本文化局に所属する準加盟団体は、本文化局規約第4章第1節に定める条件を団体創設後2年以上継続して満たす義務を持つ。
- 第38条 本文化局に所属する準加盟団体は、活動を行う資金の援助を受けることができる。但し、正部より高い金額を受け取ることはできない。

## 第 5 章 昇格・新規加盟・脱会

- 第39条 準部から正部への昇格を希望する団体は、本文化部規約第4章第2節に於ける正部の規定項目を満たさなければならない。
- 第40条 準部から正部への昇格を希望する団体は、次の書類を本文化局局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 1) 昇格願い（昇格希望理由書）

- 2) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
  - 3) 部役員および部員名簿
  - 4) 当該団体顧問の承諾書
  - 5) その他、文化局局長が必要と認めた書類
- 第41条 学友会役員会の審議を経て準部から正部への昇格が認められた団体は、翌年度より正部として扱われる。
- 第42条 同好会・サークルから本文化局への新規加盟を希望する団体は、本文化部規約第4章第3節に於ける準部の規定項目を満たさなければならない。
- 第43条 同好会・サークルから本文化局への新規加盟を希望する団体は、次の書類を学友会執行部局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。尚、原則的に11月～12月の運営年度末に受け付ける。
- 1) 加盟願い（加盟希望理由書）
  - 2) 団体創設趣意書
  - 3) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
  - 4) 最近2年間の会計報告書
  - 5) 部役員および部員名簿
  - 6) 当該団体顧問の承諾書
  - 7) その他、文化局局長が必要と認めた書類
- 第44条 学友会役員会の審議を経て本文化局への新規加盟が認められた団体は、翌年度より準部として扱われる。
- 第45条 再昇格・再加盟を希望する団体は、前条までの昇格・新規加盟を希望する団体と同様の手順および手続きとなる。但し、降格・除名後2年間はこれを認めない。
- 第46条 加盟する各所属団体が本文化局からの脱会を希望する場合は、本文化局局長および学友会執行部局長に脱会願いを提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 第47条 学友会役員会の審議を経て、本文化局からの脱会が認められた団体および除名された団体の備品等は、原則的に当該団体で管理する。

## 第 6 章 降格・除名・処分

- 第48条 各加盟団体又は会員が次の事項に該当した場合、処置を講ずる対象となる。
- 1) 本文化局規約に違反する行為を行った場合。
  - 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
  - 3) 本文化局の名誉を失墜させる行為を行った場合。
  - 4) 本部役員又は議会の決定に従わなかった場合。
  - 5) 本文化局の正常な運営を妨げる行為や、目的遂行に支障をきたす行為を行った場合。義務の怠慢や、運営への不参加が著しい場合。
  - 6) 本文化部規約第4章に定める、加盟団体としての必要条件を満たしていない場合。
  - 7) その他、学友会執行部及び文化局が不適切であると判断した場合。
- 第49条 前条の項目に該当する各加盟団体又は会員は、次の処置のいずれかを受ける対象となる。
- 1) 準部への降格（正部のみ）
  - 2) 除名（強制脱会）
  - 3) 次年度予算の減額支給
  - 4) 一定期間の活動停止処分
  - 5) 注意・警告・訓告・勧告・改善命令
  - 6) 文化部総会および部長会に於いての陳謝
- 第50条 前条に定める処置は、次の手順および手続きを必要とする。
- 1) 降格および除名については、本文化部規約第3章第4節に定める学友会役員会に於いて審議しなければならない。



- 2) その他の処分は、文化部総会又は部長会に於いて、審議対象団体を除く出席者の3分の2以上の賛成を以って決議する。
- 3) 各処分の執行は年度末および年度始めに行う。

第51条 処置の対象となった各加盟団体又は会員は、文化部総会および部長会に於いて弁明する機会が与えられる。

## 第 7 章 財務会計

第52条 本文化局の予算会計および会計年度は、学友会規約第3章に付随する。

第53条 本文化局は運営年度の初めの文化部総会に於いて、前年度決算報告を行う義務を持つ。次年度予算案の承認は、後期文化部総会に於いて行う。

第54条 本文化局に所属する各加盟団体は、運営年度の初めに前年度会計報告書を文化局本部に提出する義務を持つ。特別予算に関しては、運営した次年度の6月までに会計報告書と領収書を提出しなければならない。

## 第 8 章 附則

第55条 本文化部規約を改正するには、文化部総会および部長会の承認を必要条件とする。

第56条 本文化部規約の解釈に関し疑問が生じた場合、役員会にてその解釈の決定を行う。

第57条 本会規約は、令和4年4月1日から施行される。

以上

昭和53年10月発行  
平成12年12月改定  
平成20年 1月改定  
令和 3年 4月改定  
令和 4年 4月改定

神奈川工科大学学友会文化局

## 4. 神奈川工科大学学友会サークル規約

### 第 1 章

#### 総則

- 第 1 条 本会は、神奈川工科大学学友会サークル局と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本サークル局は神奈川工科大学学友会の発展に寄与し、自発的参加によって仲間との交流を深め、大学生活の質の向上を目的とする。
- 第 3 条 本サークル局は、学友会執行部または学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟しているサークルのサークル局員を以って構成する。
- 第 4 条 本規約は神奈川工科大学学友会規約に基づき定める。尚、学友会規約第 2 章第 8 節に付随する。

### 第 2 章

#### 組織

- 第 5 条 本サークル局の運営年度は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年間とし、局員の任期もこれに準ずる。
- 第 6 条 本サークル局の役員は、所属する加盟団体から原則 1 名ずつ選出される。
- 第 7 条 本サークル局は、運営を円滑に行う為に次の役員(以下、サークル局員と略す)を置く。尚、サークル局員に欠員が生じても業務に支障がない場合はその欠員の補充を要しない。
- 1) 局長
  - 2) 副局長
  - 3) 会計
  - 4) 局員補佐
- 第 8 条 サークル局員の任務は次の通りに定める。
- 1) 局長は本サークル局を代表する最高責任者である。
  - 2) 副局長は局長を補佐し、局長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
  - 3) 会計は本サークル局の会計事務事項を担当する。また、監査員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後 3 0 日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
  - 4) 局員補佐は本サークル局の運営に支障をきたすことの無いように他局員を補佐する。
- 第 9 条 本サークル局長は、本サークル規約第 8 条に定める職務を円滑に行うために、必要な役職を置くことができそれを任命できる。欠員を補充する場合も同様である。
- 第 1 0 条 本サークル局員の承認はサークル総会に於いて行う。中途選出の場合は、代表者集会での議決および承認が必要である。
- 第 1 1 条 局員の解任は次の場合に行うことができる。ただし代表者集会での議決および承認が条件となる。
- 1) 本サークル局の 3 分の 1 以上の署名が提出された場合。
  - 2) 本サークル規約第 8 条に定める職務を十分に行っていないと役員会が判断した場合。
- 第 1 2 条 局員の辞任の届け出は、必要書類を役員会に提出の後、代表者会議での議決および承認が条件となる。

### 第 3 章

#### 議会

- 第 1 3 条 本サークル局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。
- 1) サークル議会
  - 2) 代表者集会

#### 第 1 節 サークル総会

- 第 1 4 条 サークル総会は、本サークル局内の事項を協議し決議する最高議決機関である。
- 第 1 5 条 サークル総会は次の場合に開催する。
- 1) 役員会又は代表者集会が、サークル臨時総会の開催を必要と判断した場合。
  - 2) 本サークル局員の過半数以上の開催要求の連署が提出された場合。

- 3) サークル局長が、サークル総会の開催を必要と認めた場合。
- 第16条 サークル総会の開催については、開催日の10日前までに議題・日時・場所を告示する。
- 第17条 サークル総会は、本サークル局員の3分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、サークル局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第18条 サークル総会の議長は、会議ごとにサークル局員内から選出する。
- 第19条 サークル総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を以って成立する。尚、1人1票とする。また、サークル総会での決議を総会開催日から7日以内に本サークル局員へ告示する。
- 第20条 サークル総会で決議したものについて、本サークル局員はこれに遵守する。
- 第21条 本部会計は運営年度初めのサークル総会に於いて、前年度会計報告を行う義務を持つ。
- 第22条 サークル総会が流会となった場合、サークル総会は開催日から15日以内に再びサークル総会を開催しなければならない。

## 第2節 役員会

- 第23条 サークル局役員会は、本サークル局規約第2章に定める役員により行われ、議長にサークル局長が就く。尚、開催については本サークル規約第16条に付随する。
- 第24条 サークル局役員会は、役員者の3分の2以上の出席(委任状を含む)に寄り成立する。欠席する場合は、サークル局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第25条 サークル局役員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を以って成立する。但し、1人1票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

## 第3節 代表者集会

- 第26条 代表者集会は、サークル局長および所属する各加盟団体の代表者を以って構成する。
- 第27条 代表者集会は次の場合に召集する。尚、開催については本サークル規約第16条に付随する。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 1) サークル局長が、代表者集会の開催を必要と認めた場合。
  - 2) 所属する各加盟団体の代表者の過半数の連署が提出された場合。
- 第28条 代表者集会は、代表者の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、サークル局長宛に委任状(書式指定あり)を提供しなければならない。また、代理を立てる場合は、サークルの現状や活躍内容を稜りと把握した局員が出席しなければならない。
- 第29条 代表者集会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を以って成立する。但し、1人1票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

## 第4章 団体

### 第1節 全サークル

- 第30条 サークル団体は、次の条件を満たす義務を持つ。
- 1) 学友会の会員のうち5名以上で構成されていること。
  - 2) 本サークル規約第2条を満たす行動を行っていること。
  - 3) 自発的な活動における一定の明確な目的を持つこと。
  - 4) 行動的な活動内容を示すこと。
  - 5) 同一の目的を持つ団体が複数加入していないこと。
- 第31条 サークル団体は、次の役職を置かなければならない。役職は兼任することができない。また、顧問は当該団体の最高責任者であり、本学職員が任務に当たる。
- 1) 顧問
  - 2) サークル長
  - 3) 副サークル長
  - 4) 会計
- 第32条 前条における各役職の任務は次の通りである。
- 1) サークル長は当該団体を代表する責任者であり団体を統率する。
  - 2) 副サークル長はサークル長を補佐し、サークル長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。また、必要書類の管理を担当する。

3) 会計は当該団体の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書その請求の日後30日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。

第33条 加盟団体は、次の書類(書式指定あり)を作成し、指定した日時までに提出しなければならない。

- 1) サークル役員およびサークル員名簿
- 2) 年間活動計画書および報告書
- 3) その他、学友会が必要と認めた書類

## 第5章 新規加盟

第34条 本サークル局への新規加盟を希望する団体は、本サークル規約第4章第1節に於けるサークルの規定項目を満たさなければならない。

第35条 本サークル局への新規加盟を希望する団体は、次の書類を学友会執行部会長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。

- 1) 加盟願(加盟希望理由書)
- 2) サークル役員およびサークル員名簿
- 3) 当該団体顧問の承諾書
- 4) その他、学友会会長が必要と認めた書類

第36条 学友会役員会の審議を経て本サークル局への新規加盟が認められた団体は、翌年度よりサークルとして扱われる。

第37条 再加盟を希望する団体は、前条までの新規加盟を希望する団体と同様の手順及び手続きとなる。

第38条 学友会役員会の審議を経て、本サークル局からの脱会が認められた団体および除名された団体の備品等は、原則的に該当団体で管理する。

## 第6章 除名・処分

第39条 各加盟団体又は会員が次の事項に該当した場合、処置を講ずる対象となる。

- 1) 本サークル規約に違反する行為を行った場合。
- 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
- 3) 本サークル局の名誉を失墜させる行為を行った場合。
- 4) 本サークル局員又は議会の決定に従わなかった場合。
- 5) 本サークル局の正常な運営を妨げる行為や、目的遂行に支障をきたす行為を行った場合。義務の怠慢や、運営への不参加が著しい場合。
- 6) 活動内容が不活発な場合。
- 7) 本サークル規約第4章に定める、加盟団体としてのいつ用条件を満たしていない場合。
- 8) その他、学友会執行部及びサークル局が不適切であると判断した場合。

第40条 前条の項目に該当する各加盟団体又は会員は、次の処理のいずれかを受ける対象になる。

- 1) 除名(強制脱会)
- 2) 一定期間の活動停止処分
- 3) 注意・警告・訓告・勧告・改善命令
- 4) サークル総会に於いての陳謝

第41条 前条に定める処置は、次の手順及び手続を必要とする。

- 1) 除名については、本サークル規約第3章第1節に定めるサークル総会に於いて審議しなければならない。
- 2) その他の処分は、サークル総会に於いて、審議対象団体を除く出席者の3分の2以上の賛成を以て決議する。
- 3) 各処分の執行は年度末および年度始めに行う。

## 第7章 財務会計

第42条 本サークル局の予算会計および会計年度は、学友会規約第3章に付随する。

第43条 本サークル局は運営年度末にサークル総会にて、前年度決算報告を行う義務を持つ。

第44条 本サークル局に所属する各加盟団体は、運営した次年度の6月までに特別予算に関する会計報告書と領収書を提出しなければならない。

**第 8 章 附則**

第45条 本サークル規約を改正するには、サークル総会、及び代表者集会の承認を必要条件とする。

第46条 本サークル規約の解釈に関し疑問が生じた場合、サークル総会にてその解釈の決定を行う。

第47条 本サークル規約は、令和4年4月1日から施工される。

以上

令和 4年 4月発行

神奈川工科大学学友会サークル局

## 5. 神奈川工科大学学友会規約クラブハウス使用規約

### 第 1 章 総則

- 第 1 条 本規則は「神奈川工科大学クラブハウス使用規則」および神奈川工科大学学友会規約に基づき、A 3・A 4 号館クラブハウス棟およびA 5 号館幾徳会館の部室と学友会執行部が所有するコンテナ倉庫の使用について、必要な事項を定めるものである。
- 第 2 条 各部室や会議室およびコンテナ倉庫は、神奈川工科大学学生の課外活動の機能を果たすために使用することを目的とする。
- 第 3 条 全体の管理責任者は大学当局（学生部長・学生支援本部学生課）であり、各部室の管理責任者は当該団体の顧問である。会議室およびコンテナ倉庫の管理責任者は学友会会長である。

### 第 2 章 利用規則

- 第 4 条 使用する団体は、次の条件を有する。
- 1) 学友会組織内に所属する各機関や団体およびクラブなどの、大学が認定する正規の公認団体であること。
  - 2) 学友会執行部から割り当てをされ使用許可を受けた団体であること。借用願を所定の期日までに提出した団体であること。
- 第 5 条 使用可能時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。時間外の使用については、学生支援本部学生課の許可が必要となる。尚、年末年始および夏季休業中、その他の入構制限期間中は原則として使用を認めない。
- 第 6 条 使用する団体は、次の事項を行ってはならない。
- 1) 仮眠・宿泊や遊戯などを含めた使用目的以外の用途での使用および転貸。
  - 2) 顧問や現役員以外の方の鍵の開錠および施錠。
  - 3) 火気および火気を使う機器の使用。
  - 4) 無許可での施設・設備・備品等の移動・改廃・新設。
  - 5) 無許可での壁・床・天井などへの加工や塗装。
  - 6) 室外およびシャワー室への物品の無断放置。
  - 7) 水場への生ゴミの放置。
  - 8) 窓や扉へのポスター等の掲示および装飾。
  - 9) 他団体が迷惑と感じるような騒音や喧騒および異臭を発する行為。
  - 10) 飲酒した者の使用可能時間外の使用。
- 第 7 条 使用する団体は、次の事項を遵守しなければならない。
- 1) 各部室内を含めた使用場所の清掃・整頓を心がけ、使用後は消灯・戸締りに注意すること。
  - 2) シャワー室・トイレ等は常に清潔を保つこと。
  - 3) 施設・設備・備品等の破損又は盗難等異常を認めるときは、速やかに学生支援本部学生課および学友会執行部に届け出ること。
  - 4) 施設・設備・備品等の移動・改廃・新設や、壁・床・天井などへの加工や塗装を行う場合は、1ヶ月前までに学友会執行部に届け出ること。
- 第 8 条 会議室の使用を希望する場合は、1週間前までに学友会執行部に届け出なければならない。尚、貸借の期間は1週間までとする。
- 第 9 条 使用者が施設・設備・備品等を故意又は過失により滅失破損したときは、弁償をしなければならない。退去する場合、当該団体は原状回復をしなければならない。また、経費が掛かる場合は当該団体が負担しなければならない。
- 第 10 条 本規則に違反した場合は、使用を停止又は禁止させることがある。また、学友会体育部規約第 6 章および学友会文化部規約第 6 章に定める処置を講ずる対象となる。

### 第 3 章 附則

- 第 1 1 条 本規則に定めるもののほか、各部室や会議室およびコンテナ倉庫の使用に関し必要な事項はその都度定めるものとし、学生支援本部学生課および学友会執行部の指示事項を厳守すること。
- 第 1 2 条 A 3・A 4 号館クラブハウス棟清掃は、毎年 5 月に学友会執行部の主催で行う。清掃対象は部室以外の棟内と棟周辺および駐輪場（自転車置き場）とする。各部室とコンテナ倉庫を使用中の団体は原則的に参加しなければならない。
- 第 1 3 条 本規則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施される。

以上

平成 2 1 年 3 月発行

平成 2 2 年 3 月改定

令和 3 年 4 月改定

神奈川工科大学学友会執行部